

令和 2 年第 4 回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和2年4月9日(木) 午後3時00分から午後3時40分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室

3 出席委員(8名)

会 長	8番	大野 久男
会長職務代理者	7番	朝倉 友子
委 員	1番	芝野 茂
	2番	長谷川 貴子
	3番	杉田 裕
	4番	小川 博
	5番	岩井 秀喜
	6番	鈴木 薫

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地法第4条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地使用貸借の合意解約の通知について

報告第4号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置の事業計画について

そ の 他

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実

農業委員会事務局次長 小川 浩昭

農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 出席農地利用最適化推進委員(7名)

日暮 秀男 竹本 昌男 麻生 洋 藤崎 敦之 加藤 昌宏

伊藤 保 小川 和男

◎開会

午後3時00分開会

○次長（小川浩昭）

はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（大野久男）

ただ今より、令和2年第4回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（大野久男）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（大野久男）

それでは、5番 岩井秀喜委員、6番 鈴木薫委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（大野久男）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の小川氏と青木氏を指名します。

○議長（大野久男）

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

なお、整理番号1については、長谷川委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○次長（小川浩昭）

1ページ 議案第1号 整理番号1についてご説明いたします。

場所については、2ページをご覧ください。

農地の所在は、四箇字反高、地目は登記簿・現況共に畑、面積は512㎡です。譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可を申請したものです。

譲受人の労力総数は5人、申請事由は、譲渡人が相続により取得した農地の処分になり、譲受人は経営規模の拡大を図るものです。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ
ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は50アールを超えておりますので、同項第5号の下限面積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、申請地は畑地になり、譲受人は許可後、イチジクを作付けする計画であり、隣接農地でもイチジクが栽培されているため、問題ないと思われ
ます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○4番（小川博）

申請された四箇の農地について、現地を確認したところ、周りは水田と畑作地帯です。申請地は畑として適正な管理が行われている状況で問題はないと思われ
ます。

○議長（大野久男）

続いて、農地利用最適化推進委員の小川さんから、ご発言がありましたら願
います。

○農地利用最適化推進委員（小川和男）

適正に管理されていて問題ないと思われ
ます。

○議長（大野久男）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願
います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求め
ます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第1号整理番号1については、許可することに決定しました。長谷川委員は、入室し着席をお願いします。

○議長（大野久男）

続いて、整理番号2について、事務局の説明を求めます。

なお、整理番号2については、小川委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○次長（小川浩昭）

それでは、1ページ 議案第1号 整理番号2についてご説明いたします。

場所については、3ページをご覧ください。

農地の所在は、龍角寺字前原、地目は登記簿が山林、現況が畑、面積は2,701㎡他2筆で、合計9,441㎡です。貸付人・借受人・経営面積は記載のとおりです。

申請事由は、貸付人と借受人は親子関係になり、息子が独立して農業経営を行っていることから、使用貸借権の設定を目的として、農地法第3条の許可を申請したものです。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。次に、借受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、借受人の耕作面積ですが50アールを超える面積を借り受けることから、同項第5号の下限面積要件は問題ありません。

次に、申請地は貸付人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、借受人は許可後もトマト栽培を営む計画なので問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○3番（杉田裕）

今回、申請された龍角寺の農地について、現地を確認したところ、ハウスでトマトが栽培されておりました。申請地は、農地として適正な管理が行われている状況で問題はないと思われま

○議長（大野久男）

続いて、農地利用最適化推進委員の伊藤さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（伊藤保）

土地の利用がしっかりされていて問題ないと思われます。

○議長（大野久男）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号2を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第1号整理番号2については、許可することに決定しました。小川委員は、入室し着席をお願いします。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1から整理番号4までは、農地中間管理事業の案件になりますので、一括して事務局の説明を求めます。

○次長（小川浩昭）

それでは、4ページ、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、整理番号1から4についてご説明いたします。

整理番号1 場所につきましては、6ページをご覧ください。

農地の所在が北辺田字古新田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,000㎡他7筆で、合計17,955㎡です。

内容は、農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は記載のとおりです。期間は令和2年4月20日から令和12年4月19日までの10年間となっております。

続いて、整理番号2についてご説明いたします。

場所については6ページをご覧ください。

整理番号2 農地の所在が北辺田字古新田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用

地で面積は133㎡他1筆で、合計304㎡です。

内容は、農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は記載のとおりです。期間は令和2年4月20日から令和12年4月19日までの10年間となっております。

続いて、整理番号3についてご説明いたします。

場所については7ページをご覧ください。

整理番号3 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,035㎡他3筆で、合計10,908㎡です。

内容は、農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は記載のとおりです。期間は令和2年4月20日から令和12年4月19日までの10年間となっております。

続いて、整理番号4についてご説明いたします。

場所については8ページをご覧ください。

整理番号4 農地の所在が矢口字榎本、地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は3,000㎡他2筆で、合計7,254㎡です。

内容は、農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は記載のとおりです。期間は令和2年4月20日から令和12年4月19日までの10年間となっております。

本件と次の議案第3号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積になります。

農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である「公益社団法人千葉県園芸協会」に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものです。本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により4名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものです。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号1を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号1については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、議案第2号整理番号2を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号2については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、議案第2号整理番号3を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号3については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、議案第2号整理番号4を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号4については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○次長（小川浩昭）

それでは、9ページ、整理番号1について、ご説明いたします。

場所については、6ページをご覧ください。

農地の所在が北辺田字古新田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,000㎡他9筆で、合計18,259㎡です。内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

10アール当たりの賃借料は1.5俵、期間は令和2年4月20日から令和12年4月19日までの10年間となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する「公益社団法人 千葉県園芸協会」が、「転貸人」となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。

この借受人については、地域の担い手農家であり、耕作等の状況、農機具の所有状

況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号1について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第3号整理番号1については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、整理番号2について、事務局の説明を求めます。

○次長（小川浩昭）

整理番号2について、ご説明いたします。

場所については、7ページをご覧ください。

農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,035㎡他3筆で、合計10,908㎡です。内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

10アール当たりの賃借料は1.5俵、期間は令和2年4月20日から令和12年4月19日までの10年間となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する「公益社団法人 千葉県園芸協会」が、「転貸人」となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。

この借受人については、地域の担い手農家であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号2について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第3号整理番号2については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、整理番号3について、事務局の説明を求めます。

○次長（小川浩昭）

整理番号3について、ご説明いたします。

場所については、8ページをご覧ください。

農地の所在が矢口字榎本、地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は3,000㎡他2筆で、合計7,254㎡です。内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

10アール当たりの賃借料は、6,000㎡が1.5俵相当額で残りが1.5俵の物納になり、期間は令和2年4月20日から令和12年4月19日までの10年間となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する「公益社団法人 千葉県園芸協会」が、「転貸人」となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。

この借受人については、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号3について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第3号整理番号3については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、報告第1号 農地法第4条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明について、事務局の説明を求めます。

○次長（小川浩昭）

それでは、11ページ、報告第1号 農地法第4条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、12ページをご覧ください。

本件は、申請人より工事完了報告書及び転用事実確認証明願の提出があり、栄町農業委員会事務局規定第6条第14号の規定により、令和2年3月10日に現地を確認し、あわせて転用事実確認証明書を交付したものです。

申請地は脇川字上加輪、地目は登記簿・現況共に畑、他1筆、合計383㎡で、転用目的は住宅用地です。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（大野久男）

次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○次長（小川浩昭）

それでは、13ページ、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、14ページをご覧ください。

整理番号1、農地の所在が酒直字宮前、地目は登記簿・現況共に畑、面積は136㎡他5筆で、合計4,104㎡です。貸付人、借受人は記載のとおりです。

また、解約の申し入れ日が令和2年2月10日、解約の成立日が令和2年2月22日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきましては、令和2年2月23日となっ

ております。

次に、整理番号2、ご説明いたします。

場所については、14ページをご覧ください。

農地の所在が酒直字宮前、地目は登記簿・現況共に畑、面積は571㎡です。貸付人、借受人は記載のとおりです。

また、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきましては、令和2年2月23日となっております。

本件は、農地法第3条により賃貸借権を設定した農地について、貸付人、借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長（大野久男）

次に、報告第3号 農地使用貸借の合意解約の通知について、事務局の説明を求めます。

○次長（小川浩昭）

それでは、15ページ、報告第3号 農地使用貸借の合意解約の通知について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、16ページをご覧ください。

整理番号1、農地の所在が北辺田字向芝、地目は登記簿・現況共に畑、農振農用地で面積は1,246㎡他16筆で、合計22,140.32㎡です。貸付人、借受人は記載のとおりです。

また、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきましては、令和2年2月18日となっております。

本件は、農地法第3条により使用貸借権を設定した農地について、貸付人、借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

します。

(挙手なし)

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長（大野久男）

次に、報報告第4号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の工事の事業計画について、事務局の説明を求めます。

○次長（小川浩昭）

それでは、17ページ、報告第4号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置の事業計画について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、20ページをご覧ください。

本件は、通常、農地法第5条の転用の許可を要するところですが、農地法施行規則第29条第16号及び第53条第14号の規定により認定電気通信事業者が中継施設等を設置する場合、農地転用許可は不要になり、「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」により、事前に事業者より事業計画書の提出があり報告するものです。

工事の目的は、KDDI携帯無線基地局設置工事になります。

基地局借用農地の所在が安食字道面、地目は田、面積は1,160㎡のうち27.04㎡になります。

工事については令和2年4月から令和2年7月となっており、利用開始は令和2年8月初旬からとなっております。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長（大野久男）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長（大野久男）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和2年第4回総会を閉会します。

○次長（小川浩昭）

起立、礼。お疲れ様でした。

午後3時40分閉会